

## つがる西北五広域連合病院事業指定代理納付者の指定

令和元年 7 月 5 日  
告示第 1 号

- 1 医療機関名  
つがる総合病院  
かなぎ病院  
鱒ヶ沢病院  
つがる市民診療所
  
- 2 指定代理納付者による代理納付の対象となる収入  
つがる総合病院、かなぎ病院、鱒ヶ沢病院及びつがる市民診療所に係るつがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例（平成 23 年つがる西北五広域連合条例第 7 号）別表に定める使用料及び手数料のうち、医業収益に係るもの。
  
- 3 指定代理納付者の指定を受けた者  
（1）ユーシーカード株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目 1 - 5）  
（2）株式会社日専連ホールディングス（青森市長島二丁目 18 番 6 号）  
（3）株式会社ジェイシービー東北支社（宮城県仙台市青葉区中央 2 - 9 - 27）
  
- 4 指定代理納付業務開始日  
令和元年 8 月 1 日
  
- 5 本告示の施行に伴い、つがる西北五広域連合病院事業指定代理納付者の指定（平成 27 年 3 月 30 日付け告示第 1 号）は、令和元年 7 月 31 日をもって廃止する。